

### 3) 生コンクリート、アスファルトについて

#### (1) 生コンクリート、アスファルト単価の適用区分

- (ア) 生コンクリート、アスファルトの単価は、プラントがない離島には適用できない。
- (イ) [⑪県北・田平地区の離島]の生コンクリートの単価は大島以外には適用できない。
- (ウ) [⑫宇久島・小値賀島]のアスファルト合材の単価は、小値賀島以外には適用できない。
- (エ) [⑫宇久島・小値賀島]の生コンクリートの単価は、小値賀島のみ適用できる。宇久島については(2)(イ)参照。

#### 生コンクリート及びアスファルト合材プラント有無一覧

地 区	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧
	長崎	諫早	大瀬戸	島原	県北	東彼杵	松浦	高島
生コンクリート	○	○	○	○	○	○	○	×
アスファルト合材	新材 ○	○	○	○	○	○	○	×
再生	○	○	○	○	○	○	○	×

地 区	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬		
	崎戸・大島	池島・松島	江ノ島・平島	宇久島・小値賀島	平戸		
崎戸	大島	池島	松島	江ノ島	平島		
生コンクリート	×ただし本土と橋で連結	×ただし本土と橋で連結	×	×	○ ○ ○		
アスファルト合材	新材 ×ただし本土と橋で連結	×ただし本土と橋で連結	×	×	×	○	×ただし本土と橋で連結
再生	×ただし本土と橋で連結	×ただし本土と橋で連結	×	×	×	×	×ただし本土と橋で連結

地 区	⑭ 県北・田平地区の離島							⑮
	鷹島(松)	黒島(松)	青島(松)	飛島(松)	大島(平)	度島(平)	黒島(佐)	高島(佐)
生コンクリート	×	×	×	×	○	×	×	○
アスファルト合材	新材 ×	×	×	×	×	×	×	○
再生	×	×	×	×	×	×	×	○

地 区	⑯	⑰	⑱	⑲	㉑	㉑	㉒	
	奈留島	久賀島	権島	中通島・若松島 中通島	若松島	壱岐島	対馬 I	対馬 II
生コンクリート	○	×	×	○ ×ただし中通島と橋で連結	○ ×ただし中通島と橋で連結	○	○	○
アスファルト合材	新材 ×	×	×	○ ×ただし中通島と橋で連結	○ ×ただし中通島と橋で連結	○	○	○
再生	×	×	×	×	×	×	×	×

#### (2) 生コンクリート単価の地区による補正について

- (ア) [⑬平戸地区]のうち生月島についてのみ、同地区単価に+1,000円／m<sup>3</sup>とする。 ····· [TP6250]
- (イ) [⑫宇久島・小値賀島]のうち宇久島については高炉セメント使用生コンクリートのみ製造。  
単価は、同地区単価に+1,000円／m<sup>3</sup>とする。 ········ [TP6254]

#### (3) 生コンクリート小型車(4t車以下)割増について

- (ア) [⑪長崎地区]は、1台(1.7m<sup>3</sup>)・1回当たり6,000円(3,520円／m<sup>3</sup>)とする。 ····· [TP6260]
- (イ) [②諫早地区]は、1台(1.7m<sup>3</sup>)・1回当たり6,000円(3,520円／m<sup>3</sup>)とする。 ····· [TP6261]
- (ウ) [③大瀬戸地区]は、1台(1.7m<sup>3</sup>)・1回当たり4,000円(2,350円／m<sup>3</sup>)とする。 ····· [TP6262]
- (エ) [⑦松浦地区]は、1台(1.7m<sup>3</sup>)・1回当たり2,000円(1,170円／m<sup>3</sup>)とする。 ····· [TP6263]
- (オ) [⑬平戸地区]は、1台(1.7m<sup>3</sup>)・1回当たり3,000円(1,760円／m<sup>3</sup>)とする。 ····· [TP6264]
- (カ) [⑯中通島・若松島]は、1台(1.7m<sup>3</sup>)・1回当たり6,000円(3,520円／m<sup>3</sup>)とする。 ··· [TP6265]
- (キ) [④島原地区]は、2,000円／m<sup>3</sup>とする。 ········ [TP6266]
- (ク) [⑫対馬 I 地区]は、4,000円／m<sup>3</sup>とする。 ········ [TP6267]
- (ケ) [⑬対馬 II 地区]は、4,000円／m<sup>3</sup>とする。 ········ [TP6268]
- (コ) [⑤県北地区]は、1台(1.7m<sup>3</sup>)・1回当たり2,000円(1,170円／m<sup>3</sup>)とする。 ····· [TP6269]
- (サ) [⑥東彼杵地区]は、1台(1.7m<sup>3</sup>)・1回当たり2,000円(1,170円／m<sup>3</sup>)とする。 ····· [TP6270]
- (シ) [⑩壱岐地区]は、1台(1.7m<sup>3</sup>)・1回当たり2,500円(1,470円／m<sup>3</sup>)とする。 ····· [TP6271]
- (ス) [⑯奈留島地区]は、1台(1.7m<sup>3</sup>)・1回当たり5,100円(3,000円／m<sup>3</sup>)とする。 ····· [TP6272]

※ その他の地区については必要に応じて見積もりを徴取すること。